平成２９年（フ）第３２５号
愛媛県松山市南江戸１丁目４番30号　サクラメントアヴェニュー905号
債務者　米澤　直美
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４号
福岡県飯塚市相田261番地25（住民票上の住所　福岡県飯塚市相田557番地３）
債務者　松本　淳志
1　決定年月日時　平成30年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第２５号
大分県臼杵市大字末広78番地の２　黒丸荘105号
債務者　廣瀬　恵理
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５１６号
鹿児島県鹿児島市上荒田町２番６号　畠中ビル601号
債務者　菊池　昭二
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第９号
鹿児島県南九州市川辺町清水9311番地
債務者　八瀬尾理恵
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成３０年（フ）第１０号
鹿児島県指宿市開聞十町1369番地20
債務者　王子田和代
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成３０年（フ）第８号
鹿児島県鹿屋市大浦町14400番地２
債務者　尾迫　五子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第９５３０号
東京都世田谷区千歳台１丁目35－１－202
債務者　和田　綾子
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月12日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７４７号
東京都世田谷区北烏山９丁目25―21―205、前住所神奈川県相模原市南区相南４丁目24―12―302
債務者　眞田　美穂
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月12日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６７号
大阪府豊中市服部豊町２丁目14番２―203号
債務者　南田　直城
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３９９号
大阪府守口市高瀬町２丁目７番１―205号
債務者　松添　和己
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４２３号
大阪市浪速区下寺１丁目３番６―1203号
債務者　田中　美里
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４７６号
大阪市港区市岡元町３丁目１番６号土居マンション201号、前住所大阪市大正区千島２丁目４番３―260号
債務者　北村真貴子
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７５６号
東京都西東京市富士町２丁目９―15　アーカスＡ202
債務者　大城ミサ子
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７７８号
東京都葛飾区西亀有３丁目28―８―601
債務者　鞍橋　　聡
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部